

# 令和 8 年度 弁理士 試験 論文式 筆記 試験 問題集

〔必須科目：商標〕

## 《受験上の注意》

1. この問題集には、試験開始の合図があるまで手を触れないでください。
2. 試験開始の合図があったら、乱丁・落丁がないか確認してください。  
試験時間中に問題集の印刷不鮮明、汚れ等に気付いた場合は、挙手の上、監督員の指示に従ってください。また、問題集は、どのページも切り離してはいけません。
3. この問題集には、弁理士試験が実施される日において施行されている商標法等に関する問題を2題掲載しています。
4. 試験問題の内容に関する質問には、試験後においても一切お答えできません。
5. 答案用紙への記載について、【問題Ⅰ】、【問題Ⅱ】のどちらを先に解答しても構いません。  
なお、答案用紙の追加は一切行いません。
6. 答案用紙への記載は、黒又は青インクのボールペンもしくは万年筆を用いて、丁寧に記載してください（消しゴム、インクを消せる筆記具、鉛筆、サインペンは使用不可）。  
訂正する場合は、該当箇所にも二重取消し線を引いて訂正してください。
7. 答案作成検討（下書き）のため、答案構成用紙（A4判）を試験科目ごとに1枚配布します（追加配布はありません。）。
8. 試験時間は1時間30分です。  
試験開始後60分間と終了前10分間は、退室できません。  
なお、試験時間中のトイレは原則禁止します。ただし、やむを得ない場合や体調不良の場合等には挙手の上、監督員の指示に従ってください。
9. 試験時間中は、受験票、筆記具、時計、弁理士試験用法文集及び監督員から許可されたもの以外は、机の上に置かないでください。  
また、携帯電話及びウェアラブル端末機等の通信機器並びに電子機器類の使用はできません。  
監督員の指示に従って必ず電源を切ってかばんの中に入れてください。  
なお、試験時間中に監督員から許可されているもの以外が机の上に置いてある場合や通信機器又は電子機器類を用いたと疑われる場合は不正行為とみなされることがあります。
10. アラーム付きの時計はアラームが鳴らないようにしてください。
11. 不正手段により試験を受けている者又はその疑いのある者に対しては、試験を停止します。  
また、試験後、不正手段により試験を受けたことが判明した場合は、合格の決定を取り消します。
12. 試験時間中の喫煙及び飲食は厳禁とします。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル又はマイボトル1本（500ml程度）に限り飲むことができます。500mlを大幅に超える場合は撤去される場合があります。  
ペットボトル等は、机の上に置かず、必ずふたをしめて足下に置き、こぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないように十分注意してください。
13. この問題集及び答案構成用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。  
ただし、途中退室する方で、持ち帰りを希望する場合は、問題集及び答案構成用紙の上部余白に受験番号及び氏名を記載し、答案構成用紙を問題集に挟んで監督員に預け、本科目の試験時間終了後、受験者が退室してから5分以内に、受験票を持参の上、試験を受けた試験室に取りに来てください。  
なお、受験者退室後5分以上経過してからの持ち帰りはできませんので御注意ください。

## 令和8年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

### 【問題 I】

防護標章登録制度に関して、以下の設問に答えよ。

ただし、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

- 1 防護標章登録制度の趣旨について簡潔に説明せよ。あわせて、商標権者以外の事業者及び需要者にとっての防護標章登録制度の利点について、それぞれ簡潔に述べよ。
- 2 商標登録制度と防護標章登録制度の異なる点について説明せよ。

【40点】

【問題Ⅱ】

甲は、2020年1月に、神奈川県鎌倉市において手作りのパンを販売する店舗を開店し、同店舗で商標イを付したパンの製造販売を開始したところ、直ちに人気を博し、翌月には商標イは甲のパンを表示するものとして神奈川県全域において需要者の間で周知になり、現在に至っている。

兵庫県神戸市において洋菓子店を営む乙は、2020年3月5日に商標ロについて指定商品を「クッキー」として商標登録出願をし、2021年3月5日に設定登録を受けた。

甲は、商標イについて指定商品を「パン」として2025年3月12日に商標登録出願をしたところ、乙の登録商標ロを引用する商標法第4条第1項第11号に該当する旨の拒絶理由の通知を同年12月23日に受けた。

そこで、甲は、商標法第4条第4項の適用を受けるべく、商標イにつき商標登録を受けることについて乙の承諾を得ようと考え、乙に対して当該承諾の可否を打診する書状を2026年2月3日に配達証明付内容証明郵便で送付し、乙は、それを同月6日に受領した。

しかしながら、甲は、乙から何ら回答がなかったため、承諾は得られないと判断し、2026年5月1日に登録商標ロの商標登録に対して商標法第50条の審判（不使用取消審判）を請求し、その審判の請求は、同月15日に登録された。

一方、乙は、2025年4月頃から登録商標ロの使用を含めて準備していた東京店を2026年4月1日に開店し、その際、「関東初上陸、神戸発祥 美味しい焼きたてクッキー新発売」と称して、クッキーに、これまで使用してきた商標を付すのではなく、登録商標ロを初めて付し、その販売を開始していた。

乙は、2026年6月1日に、甲に対し、登録商標ロに係る商標権に基づいて、甲の商標イを付したパンの製造販売行為に対する差止めを求めて、商標権侵害訴訟を提起した。

現在（2026年6月28日）を基準として、以下の設問に答えよ。本問においては、商標イと登録商標ロは互いに類似するものとし、「パン」と「クッキー」の各商品は互いに類似するものとする。

なお、問題文に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

- 1 上記審判の請求は認められるか、その理由とともに説明せよ。
- 2 (1) 上記商標権侵害訴訟における甲の主張として考えられるものを挙げた上で、当該主張が認められるか否かについて論述せよ。  
  
(2) 甲の商標イが、神奈川県全域にとどまらず、日本国内の広範囲にわたって需要者の間で周知であったとした場合についても、同様に論述せよ。

【60点】